

第5次魚津市総合計画策定支援業務 仕様書

1 業務名

第5次魚津市総合計画策定支援業務

2 業務の目的

本業務は「第4次魚津市総合計画（以下「現行計画」）の計画期間が令和2年度で終了することを受けて、市を取り巻く社会情勢を踏まえ、市民参画のもと、市の将来像を示し行政運営の指針となる「第5次魚津市総合計画（以下「次期計画」）を策定することを目的とします。

また、平成27年度に策定した「魚津市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「現行戦略」）の計画期間が令和元年度までとなっています。このため、現行計画と現行戦略の成果検証を共通して行うとともに、現行戦略の計画期間を令和2年度まで1年延長し、次期計画を「第2期魚津市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「次期戦略」）の内容を包含した一体的な計画として策定します。

次期計画及び次期戦略は、少子高齢化に伴う人口減少や厳しい財政状況が続く中であっても、将来にわたって安全安心な生活を送ることができるまちづくりの方策を示し、市民や企業等と協働して実践していくための指針となります。

次期計画及び次期戦略の策定にあたっては、多様化する市民のニーズや本市が抱える課題に柔軟かつ適切に対応していくことが求められており、多くの労力と専門的なデータ収集、分析及び検討が必要となることから、豊富な経験と高い専門性を有する事業者に策定支援業務を委託するものです。

3 委託期間

契約締結日から令和3年3月26日まで

4 業務の概要

受託者は、概ね次に掲げる業務を行うものとする。なお、本項目は市が最低限必要と考える事項を示したものであるため、受託者は本業務をより効果的に実施するための提案を積極的に行うものとする。

(1) 市の現況把握及び構造の分析等基礎調査業務

市及び県等の既存地域資料（各種計画書等）を収集・分析するとともに、現況基礎データを収集・課題整理し、次期計画策定の基礎とする。

(2) 市民意識調査の分析・報告書作成

令和元年9月11日～9月30日を調査期間として、市民3,000人を対象に市民意識調査を実施し、1,157人から回答を得た。回答内容の入力及び集計結果（概要）作成は市で実施済。分析及び報告書を作成する。

(3) 策定組織の運営支援

庁内組織である「魚津市総合計画作成会議（以下「庁内会議」）及び外部組織である「魚津市

総合計画審議会（以下「審議会」）の円滑な運営のために必要な支援を行う。（庁内会議及び審議会の参加は任意）

（４）現行計画・現行戦略の検証及び関連計画の整理

現行計画・現行戦略の検証を行う。既に審議会を２回開催しており、審議会で提示した成果指標の進捗状況や市民意識調査の集計結果（概要）など市が作成・提示した資料を補強・整理する。また、現行計画、現行戦略・人口ビジョン等と関連計画の位置付けについて整理した上で、次期計画・次期戦略につながる新たな課題の抽出と解決方針の提示を行う。

（５）現行戦略の延長計画策定支援

現行戦略の計画期間について、現行計画の満了年度である令和２年度まで延長する。計画期間の延長にあたっては、国が示す指針や県の総合戦略等と整合を図り、現行戦略・人口ビジョンの検証結果に基づき、取組内容及び成果指標並びに重要業績評価指標（KPI）の見直しを行う。

（６）人口データの整理及び将来人口の推計

市の人口移動状況の把握及びその特徴の分析を行い、「魚津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（以下「人口ビジョン」）における各種人口データを直近の国政調査結果や住民基本台帳等をもとに時点修正を行う。また、将来人口の推計を行い、目標人口設定等の資料とする。

（７）基本構想の策定支援

基礎調査や庁内会議及び審議会、また市民参画等による意見の集約、取りまとめを行い、基本構想（案）を作成する。現行計画と概ね同様の構成とし、次期戦略を包含するものであることを念頭に項目の整理等を行うとともに、既存の計画や策定中の立地適正化計画等の関連計画と整合を図るものとする。

（８）基本計画の策定支援

基礎調査及び基本構想（案）を踏まえ、基本計画（案）を作成し、事務局との打ち合わせや庁内会議、審議会等での協議・調整を踏まえて修正する。（７）と同様、作成にあたっては、次期戦略を包含するものであることを念頭に項目の整理等を行うこと。

（９）次期計画・次期戦略の進捗管理方法及び各種指標の提案

次期計画・次期戦略の進捗管理方法の提案を行う。各種成果指標や KPI の設定・計測方法について、他の事例等を踏まえ、過度な事務負担を伴わずに適切かつ効果的な検証を実施する手法を具体的に提案する。

（１０）幅広い意見収集、集約

策定過程において、市民（特に若い年代）、関係団体、企業等から幅広く意見を収集するとともに、市職員の参画意識醸成及びアイデアを取り入れる手法を提案し、その実施支援を行う。

(11) 次期計画及び次期戦略の冊子原稿及び概要版作成

次期計画及び次期戦略の冊子原稿を作成する（印刷製本は含まない）。また、計画内容を要約した概要版の原稿を作成する。計画の内容を住民に周知するという目的を勘案して、住民目線でわかりやすくとりまとめること。

5 成果品

- (1) アンケート結果報告書 電子データ
- (2) 計画書 電子データ
- (3) 計画書概要版 電子データ
- (4) 人口ビジョン 電子データ
- (5) 本業務関連の電子データ一式
- (6) その他協議し必要と認めた資料

6 その他

- (1) 本業務の提案及び実施にあたっては、最新の事例や情報を収集して業務に反映するよう努めること
- (2) 業務の進捗について、定期的に市に報告を行うこと
- (3) 個人情報の取扱いについては、魚津市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱うこと。また、業務遂行上知り得た事項を第三者に漏らしたり、委託業務の範囲を超えて利用しないこと。
- (4) 仕様書に定めのない事項については、速やかに市と協議を行うこと。